

南海地震条例づくり 項目別検討表

NO. 9

場所		命を助ける / 応急・復旧段階 / E-3-2 「他県等への応援要請」
日時		

	主体						
	自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)		
	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	
時間軸	備えの段階	県民	○他県の地震被災、害の状況予測を知っておく。どこから、どの程度応援可能か、を知ることができる			県、市町村、消防機関、県警察、指定公共機関、指定地方公共機関	○防災関係機関相互の連携体制の整備(応援に係る各種協定の締結等) ○応援機関の受け入れ体制の整備 ○指揮命令系統の整備と訓練 ○中四国関係機関との連絡・調整(あるいは九州・関西方面) ○衛星通信システムの確保 ○県境協力体制
		県民	○他県災害時には積極的にボランティアに参加し、住民レベルの助け合いネットワークを作る(G-3-8)				
	地震発生時					●情報コーディネーター(国出先・自衛隊ヘリ)等のコーディネート(B-2-1)	
	応急・復旧段階					県、市町村、消防機関、県警察、指定公共機関、指定地方公共機関 ○自らの対応能力では対応できない場合には、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施 (※応援要請については、災害対策基本法等、各種法令で規定があり、これら規定に基づき円滑に応援要請ができるよう地域防災計画に規定している) ○県境協力	
復興段階							